

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三木市長 仲田 一彦

市町村名 (市町村コード)	兵庫県三木市 (28215)	
地域名 (地域内農業集落名)	口吉川町 (蓮花寺)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月26日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地区内の農家戸数は10戸で、内7戸が酒米「山田錦」を中心とした水稻経営を個別完結型で行っている。意向調査回答者13名の内、9名(69.2%)が65歳以上と高齢化が進んでいる。また、3名が離農の意向を示しており、今後の営農に影響を及ぼす可能性がある。

地区の地形的に、農地法面等の畔草管理が非常に大変である。

規模縮小や離農といった耕作できなくなることが事前に確認できれば、地区内外の農業者で補完することができると考えるが、農業者の急な環境の変化などには対応できなくなる恐れがある。

今後、10年程度は地区内の農業者で耕作できない農地の維持は可能であるが、10戸の方は後継者の目途はついていない状況にあり、担い手対策を講じない限り、将来的に地区内の農業者では農地の維持管理が困難である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

酒造好適米としての良質な「山田錦」の産地の一つであることから、引き続き「山田錦」を主要作物に位置付け、食用米(小粒)はキヌヒカリなど水稻を中心に現在の耕作地の継続的な維持を図る。

今後、離農や規模縮小する農家が発生した場合は、地区外の認定農業者等への打診、受入について積極的に取り組み、地域全体での耕作放棄地が発生しないよう管理を進める。

現在、地区外の認定農業者2名に農地を集約している箇所もあることから、認定農業者への農地の集約化については継続して地区として取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	13.18 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	13.18 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
離農、規模縮小が生じた場合、隣接農業者を中心に集積、集約化を図り、農業委員等と調整し農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
個別で管理できなくなった場合は、農地バンクに貸し付け、段階的に集約化する。その際、農業委員等と調整し、所有者の貸し付け意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業は完了している。今後の作業効率を高めるため、農地所有者の了解のもと、可能な範囲で畦畔除去等を行い、圃場の大区画化を検討していく。パイプラインの管理・修繕に関しては、継続して地区の話し合いを行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、三木市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、引き続き農業協同組合への委託を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害対策として、電柵を設置しているが、今後も継続して個人単位で維持管理を行っていく。

⑦多面的機能交付金、中山間直接支払交付金等の事業を活用し、集落全体での共同作業を継続し、農地のみならず、水路や農道、ため池などの地域資源を適切に保全管理していく。